

# 国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



健康保険証をお使いの皆さんへ

**「マイナンバーカード」を健康保険証としてお使いください!**

## 1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

## 2 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



**2024年の秋以降は、保険証とマイナンバーカードが一体化される予定です。**

マイナンバーカードをなくしたり、手元にない場合は？

- 2024(令和6)年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付される予定です。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。



健康保険証はいつまで使えますか？

- 2024(令和6)年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024(令和6)年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間使用することができる見込みです。

国保加入、転居などの際、現行の保険証は新規・再発行されますか？

- 保険証の新規・再発行はなくなる見込みです。  
※引き続き、現に加入する保険者からの脱退手続き及び新しい保険者への加入手続きは必要です。

マイナンバーカードはこちらのポスターやステッカーを貼っている医療機関・薬局でご利用可能です!



厚生労働省  
ホームページ

厚生労働省HPでもご利用可能な  
医療機関・薬局を公開しています。